

令和2年度

第3回 市川市少年センター

運営協議会

1. 報告

- (1) 最近の補導・相談・不審者情報について
- (2) 薬物乱用防止キャンペーンについて

2. 協議事項

◎令和3年度少年センター運営について

- (1) 少年センター運営協議会会議回数について
- (2) SNSを活用したLINE相談について
- (3) 啓発活動リーフレットについて
- (4) その他

令和3年2月9日(火)15:00～

生涯学習センター3階 第2研修室



資料送付により開催に代える

令和2年度 第3回市川市少年センター運営協議会

(年間テーマ)《インターネット犯罪に巻き込まれないために》

1. 報告について

(1) 最近の補導・相談・不審者情報について

- 補導活動については、10月まで自粛し、11月より場所や人数の制限など対策を講じながら活動を再開している。現在緊急事態宣言を受け、再度自粛をしている。
- 補導員によるネットパトロールについては、緊急事態宣言が解除後、対策を講じながら実施していたが、再度の宣言後活動を自粛している。
- 自粛中は、センター職員が児童生徒の下校時や夕方に補導活動を行っている。
- 例年に比べ、不審者情報の報告が多くなっている。痴漢行為や露出、暴力行為などが多くなっている。学校等への情報発信をするとともに、関係機関との連携を図っている。
- 相談事業としては、電話、eメール、面談など相談が多くなってきている。

(2) 薬物乱用防止キャンペーンについて

- 少年センターでは、「市川市明るい環境をつくる会推進会議」と連携して、「薬物乱用防止キャンペーン」を毎年10月に実施してきた。昨年度までは、ボランティアの中学生・高校生がニッケコルトンプラザ及び各駅で、市民に対して薬物乱用防止を訴えるという生徒参加型のキャンペーンを行ってきたが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ポスター（市内各学校）とリーフレット（中学1年生）の配付をもって薬物乱用防止キャンペーンに代えた。（資料参照）
- 新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3年度以降の「市川市明るい環境をつくる会推進会議」及び「薬物乱用防止キャンペーン」の在り方について、事務局内で検討を続けてきた。昭和54年には、市内の路上に84台も設置されていた「有害図書等の自動販売機」も、平成15年5月に最後の1台が撤去され、設立当初の目的が達成され、少年のための健全な環境をつくるという役割を一定程度実現できたと考える。今後“ウィズコロナ時代”が続くと予想される中、従来キャンペーンの開催は難しいことなどから、推進会議代表の市川市少年補導員連絡協議会の三部会長とも相談のうえ、令和2年度末をもって「市川市明るい環境をつくる会推進会議」を終了することとなった。

2. 協議事項について

(1) 少年センター運営協議会会議回数について

- 令和2年度で任期終了のため、令和3年度は、各団体への推薦をお願いし、新たに委嘱を行う。任期は令和3年7月より令和5年6月までとなる。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事業の見直しを行い、会議としては年二回の開催とし、必要に応じ、資料等を送付しご意見をいただくようにしたい。（日程については下記参照）

(2) SNS を活用したLINE相談について

- 令和2年度は、市内在学の小学校5, 6年生、中学生、特別支援学校高等部の児童生徒を対象にLINE相談を行う。通年で、祝日を除く月木の週2日、午後5時から10時まで相談を受け付けている。
- 令和3年度については、変更点として、祝日も含む月木の週2日で、年間100日の相談日で実施する予定。

(3) 啓発活動リーフレットについて

- 市内小・中学校・義務教育学校・特別支援学校・高等学校に配付し、啓発活動を行う。
- ※内容、デザインについては資料参照

(4) その他

◎令和3年度の開催期日予定

期 日	内 容 (テーマ)	時間・場所
7月	◎辞令交付式 ・少年センターの運営について ・少年センターの課目標について	15:00 第3研修室
3月	・成果と課題について ・次年度の取り組みについて	15:00 第3研修室

※令和3年度より年2回開催となります

※少年センターの運営及び事業について改善点やご意見等がございましたら、別紙FAXにて、事務局までお知らせください。よろしくお願いいたします。
す。

1. 報告資料

(1) 最近の補導・相談・不審者情報について

(令和2年4月～令和3年1月)

1. 街頭補導実施状況
2. 補導少年の行為・学職別
3. 補導地区・場所
4. 過去4年間との少年補導状況の比較
5. 相談受付状況
6. 電話相談の相談内容・相談者学職
7. eメール相談の相談内容・相談者学職
8. 面接相談の相談内容・相談者学職
9. 不審者情報状況
10. ネットトラブル防止出張授業・研修の実施状況
11. ネットパトロールの実施状況 (Twitter)

(2) 薬物乱用防止キャンペーンについて

2. 協議事項資料

○啓発活動リーフレットについて

報告1

1. 街頭補導実施状況

(令和2年度 4月～1月のデータ)

実施区分	回数	従事 延人員	計画補導 延人員	地区補導 延人員	補導 少年数
午前 (10:00～)	7	21	0	21	2
午後 (14:00～)	66	203	66	137	17
薄暮 (16:00～)	5	15	0	15	1
夜間 (19:00～)	1	3	0	3	0
合計	79	242	66	176	20

※従事延べ人員の内訳 (人数)

補導員 = 219 少年補導専門員・警察官 = 0 教員 = 0 センター職員 = 23

※計画補導とは、センターが事前に計画し、補導員が集合して、職員とともに巡回する。

※地区補導とは、補導員が各自の地区を見回り、非行防止に努めるとともに、環境を確認する。

2. 補導少年の行為・学職別

(人)

行為	児童・生徒・学生								その他		合計		
	小学生		中学生		高校生		その他		有無職者		男	女	総計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
喫煙											0	0	0
怠学											0	0	0
飲酒											0	0	0
ゲームセンター出入り											0	0	0
危険な遊び	9	7									9	7	16
自転車二人乗り											0	0	0
自転車危険走行											0	0	0
その他	3	2			3						6	2	8
合計	12	9			3						15	9	24
	21				3								

※「自転車危険走行」は25年度から分類。夜間の無灯火、並走、蛇行、携帯電話使用などの行為。

※「その他」の例：立入禁止場所への侵入、使用禁止物の使用、信号無視、道路への飛び出しなど

※これ以外にも、少年の迷惑行為や夜間の外出などを見かけた場合にも声かけの活動を行っている。

3. 補導場所

(人)

補導場所	遊技場	路上	公園	大型店舗	カラオケ	神社境内	その他	合計
補導少年数	0	16	8	0	0	0	0	24

4. 過去4年間との少年補導状況の比較

(人)

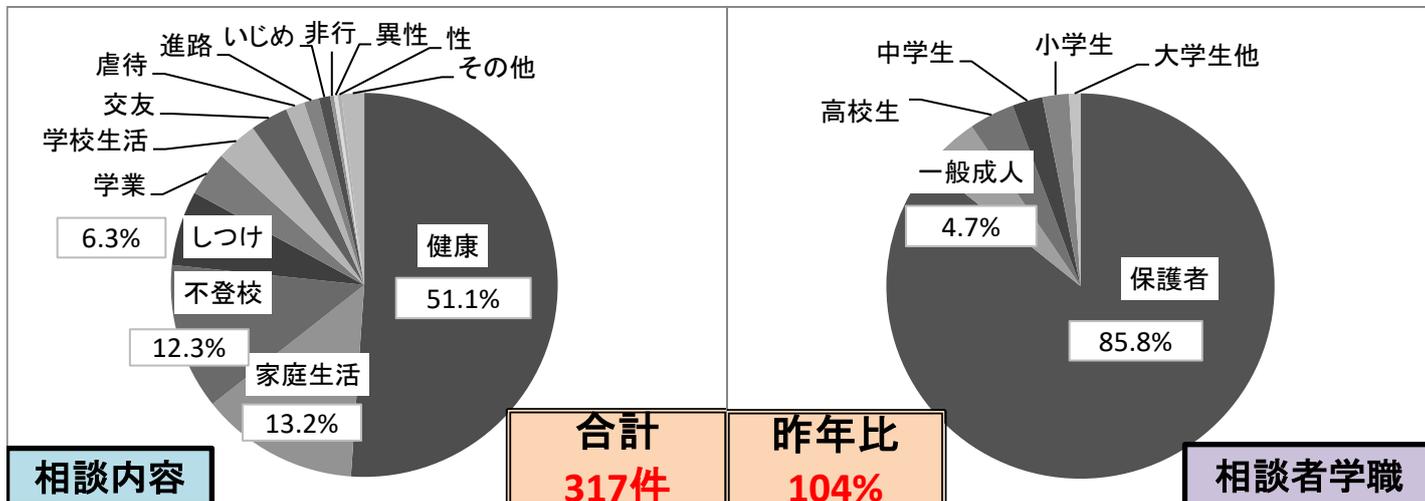
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
28年度	23	5	80	90	53	27	23	29	4	41	54	7	436
29年度	31	29	35	80	83	49	29	38	17	12	22	26	451
30年度	7	12	25	101	71	48	16	37	18	11	12	11	369
31年度	20	47	53	107	133	2	11	26	6	15	14	51	485
2年度	1	0	0	0	0	0	0	10	9	0			20

5. 相談受付状況

(令和2年度 4月～1月のデータ) (件)

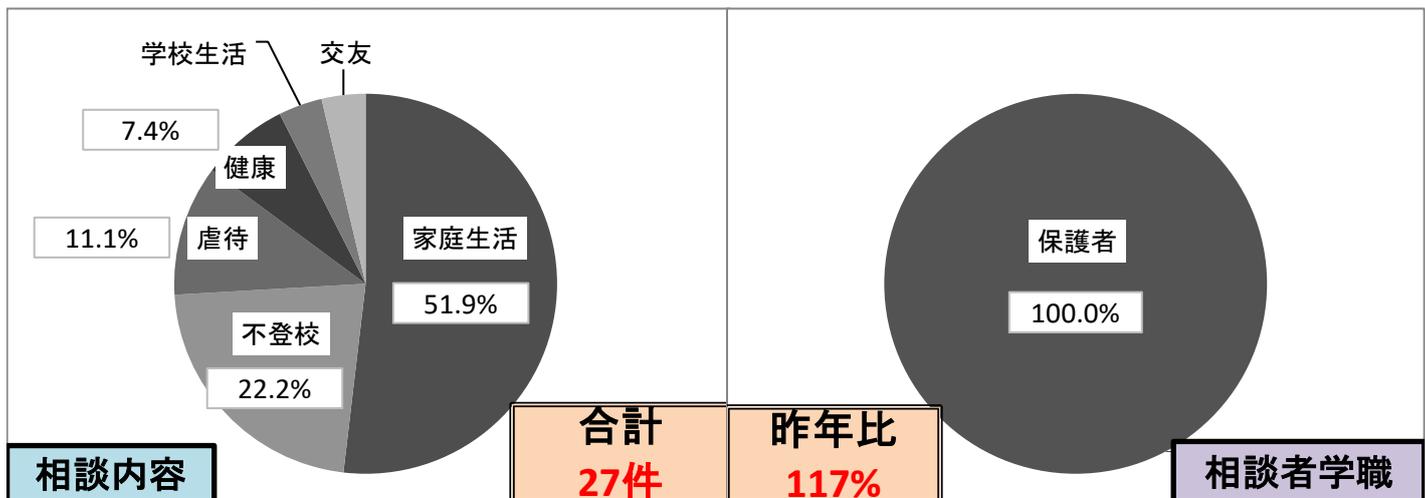
種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話	25	26	33	41	29	46	35	35	28	19	0	0	317
eメール	0	1	5	4	5	0	5	3	4	0	0	0	27
面接	4	1	10	14	15	17	16	15	18	4	0	0	114
合計	29	28	48	59	49	63	56	53	50	23	0	0	458

6. 電話相談

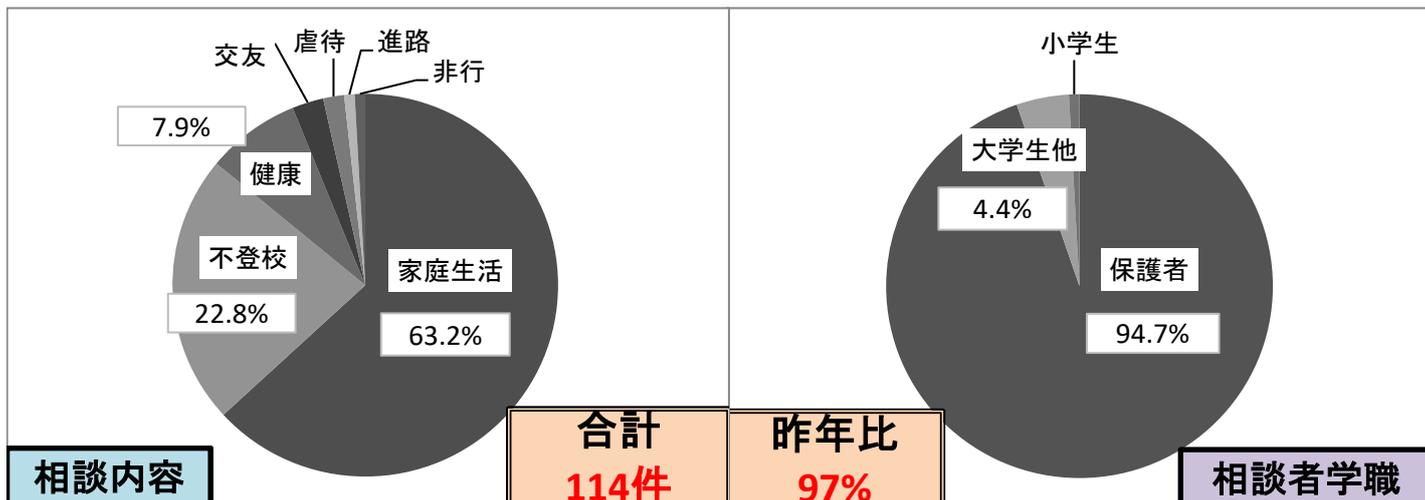


※相談内容は”少年に関する相談”を集計分類しています。

7. eメール相談



8. 面接相談



9. 不審者情報状況

(令和2年度 4月～1月のデータ)

【不審者情報件数】

不審者情報件数 234 件、被害人数 438 人

【不審者情報の状況】

件数は、昨年同月（160件）と比べると増加しています。多い行為は、「声かけ」77件、「露出」45件、「つきまとい」36件、「不審者」25件、「盗撮」15件、「暴力行為」13件となっています。

1月期に関しては、声をかけてそのまま後をつけるなど「つきまとい」の被害が多発しました。登下校途中よりも帰宅後の外出時に被害に遭う事が多く、大きな事件につながらない様、明るいうちの帰宅を心掛けて欲しいです。ある一定のエリアに同一犯と思われる不審者も複数回確認されているため、地域の皆様の見守りにより事故の未然防止を図るべく、ご理解ご協力をお願いいたします。

【行為と発生地（報告した中学校区）】

単位：件数

学校区	痴漢	露出	不審者	声かけ	つきまとい	引き込まれ	盗撮	不審電話	学校侵入	暴力行為	その他	合計
第一中学校	2	5	3	3	2	1	1			2		19
第二中学校		5		4	2							11
第三中学校	2	2	3	4	3			1		1	3	19
第四中学校			1	5	1							7
第五中学校		2	1	4						1		8
第六中学校	1	3		8	3				1	1		17
第七中学校	2	1	2	8	1					1		15
第八中学校		1	2	5	2		4			1	1	16
下貝塚中学校		3	4	3	7			1			1	19
高谷中学校	1	6	3	8	4							22
福栄中学校		3	2	2			4			2		13
東国分中学校	1	1		1			1		1			5
大洲中学校	2			1			1			1		5
塩浜学園		2	1	5	3					2		13
南行徳中学校	2	3	3	5	4		1			1		19
妙典中学校		8		11	4		3					26
合計	13	45	25	77	36	1	15	2	2	13	5	234

【行為の内容と被害人数】

単位：人数

	生徒・学生						合計		学職性別不明者	総計
	小学生		中学生		その他		男	女		
	男	女	男	女	男	女				
痴漢	3	4		6		1	3	11		14
露出	16	31	1	41		5	17	77		94
不審者	14	14	1	9		2	15	25		40
声かけ	40	50	16	44	1	3	57	97		154
つきまとい	7	18	6	23		2	13	43		56
引き込まれ	1						1	0		1
盗撮	14	25	1	2			15	27		42
不審電話		1				1	0	2		2
学校侵入							0	0		0
暴力行為	6	4	13	4			19	8		27
その他		6		2			0	8		8
合計	101	153	38	131	1	14	140	298	0	438

※上表は被害者数の明らかなものを集計しています。不明は、男女分けが不明な場合です。

時間帯別の集計表

実区	全内容	痴漢	露出	不審者	声かけ	つきま とい	引き込 まれ	盗撮	不審 電話	学校 侵入	暴力 行為	その他
午前	52	3	15	7	16	4	0	2	0	1	3	1
午後	72	5	11	11	24	14	0	2	1	0	4	0
薄暮	97	3	19	6	36	16	1	8	1	1	6	0
夜間	9	1	0	1	1	2	0	3	0	0	0	1
深夜	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
時間不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	234	13	45	25	77	36	1	15	2	2	13	5

※時間帯不明は0件

10. ネットトラブル防止出張授業・研修の実施状況

(1) 実施校及び実施人数

(令和2年度 4月～1月)

実施日時	実施校	対象	実施コマ数	人数(人)
7月3日	ふれんどルーム	小4～中3年生	1	6
7月22日	宮田小学校	5年生	2	63
7月28日	福栄小学校	5・6年生	2	106
7月29日	真間小学校	6年生	3	103
8月24日	鶴指小学校	6年生	2	74
8月26日	鬼高小学校	5年生	4	147
9月15日	大野小学校	4年生	4	116
9月18日	中国分小学校	5・6年生	2	172
10月16日	大野小学校	5年生	4	120
11月4日	大野小学校	6年生	4	120
11月19日	塩浜学園(前期)	4・5・6年生	1	77
	塩浜学園(後期)	7・8年生	1	154
12月1日	国分小学校	5年生	1	49
12月15日	百合台小学校	6年生	3	102
12月16日	新浜小学校	4年生	2	136
12月22日	東国分中学校	1・2年生	2	214
12月23日	鬼高小学校	6年生	5	171
合計	13校		43	1930

(2) 今後の予定

予定日時	実施予定校	対象	人数(人)
2月1日	稲荷木小学校	5・6年生	125
2月8・9日	高谷中学校	新入生保護者説明会	未定
2月10日	南行徳小学校	4年生	134
未定	高谷中学校	1・2年生	316

11. ネットパトロールの実施状況 (Twitter)

(1) 実施回数及び発見件数など

(令和2年度 4月～1月)

実施回数	実施時間	発見件数	危険度
23回	45時間30分	4件	レベル1: 2件 レベル2: 2件

(2) 発見内容

※今年度の発見件数4件

- ・自分自身の個人情報公開(学校名、顔写真等)
- ・自分自身の詳細な個人情報の公開、他人の個人情報公開等
- ・他人の個人情報公開、個人を特定した誹謗・中傷

報告 2

「薬物乱用防止キャンペーン」について

配付ポスター

配付リーフレット

4「薬物乱用は、ダメ。ゼッタイ。」

薬物乱用は、ダメ。ゼッタイ。

ダメ。ゼッタイ。普及運動

乱用薬物の種類

覚醒剤 大麻 覚醒ドラッグ MDMA/MDA

(2009年～2019年)
新国連薬物乱用根絶宣言 6・26国際麻薬乱用撲滅デー
 United Nations New Declaration on Drug Demand Reduction The International Day Against Drug Abuse and Illicit Trafficking

厚生労働省/都道府県/(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター

麻薬・覚醒剤・大麻・覚醒ドラッグなどの乱用をなくそう
YES TO LIFE, NO TO DRUGS
 ダメ。ゼッタイ。
 麻薬・覚醒剤・大麻・覚醒ドラッグ等の薬物の乱用をなくそう

ダメ。ゼッタイ。愛する自分を大切に

市川市薬物乱用防止キャンペーン

公益財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター
 Drug Abuse Prevention Center

ダメ！ゼツタイ!!

① 自転車の危険走行

② インターネットトラブル

③ 万引き

④ 薬物乱用

市川市教育委員会 学校教育部
教育センター 少年センター

〒272-0015 千葉県市川市鬼高1丁目1番4号
生涯学習センター3階 ☎047-320-3345



① 自転車の危険走行

禁止!

- ・ 並列走行
- ・ ながら運転
(携帯電話・ゲーム・傘差し等)
- ・ 夜間無灯火
- ・ 信号無視
- ・ 一時停止無視

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子供(高校生以下)はヘルメット着用

保護者の皆様へ ○子供たちの良い見本になってください!

- ・ 日頃から、自転車運転の危険性や安全確保について話し合っておきましょう。
- ・ お子さんの自転車を点検して、不良部分は整備をしましょう。
- ・ 6歳未満の子供を乗せるなどの場合を除き、2人乗りは禁止です。
- ・ 交通ルールを守らず事故を起こした場合、賠償金を払わなければならないことがあります。
- ・ 悪質、危険な自転車運転者には、自転車運転者講習が義務づけられます。



② インターネットトラブル

使用状況・投稿内容でのトラブル多発!

自分や友達の
個人情報の書き込み

動画サイトなどへの
不適切な投稿

なりすましや
ストーカー

リベンジポルノ
自画撮り被害

SNS などで会話や
言葉のやりとりから
生じる「いじめ」

SNS への投稿に対する
誹謗中傷(悪口など)

オンラインゲームなど
での高額請求

過度の利用・依存



投稿したものは、誰からも見られ、消すことはできません。

トラブルに巻き込まれそうになったら、すぐに大人に相談する。

保護者の皆様へ

○インターネット利用に関するメリットと
リスクを踏まえ、賢く安全に使用できるように
することが重要です。

利用状況の把握と適切な利用環境の整備は「保護者の責務」です。
(「千葉県青少年健全育成条例第23条の5」より)

- **フィルタリング** : フィルタリングサービスやフィルタリングアプリ等を使用し、使用制限をかけた後、有害情報を閲覧できないようにしたりしてください。
- **家庭のルール作り** : 所有者はあくまで保護者。利用機器の機能やリスクを理解し、子供の利用状況を把握してください。その上で話し合いによってルールを作り、適切に管理してください。



③万引き

返しても・払っても・見張りだけ・言っただけ…

すべて、^{せつとうざい}窃盗罪(泥棒)です

「万引き」は、店の商品の代金を支払わずに持ち出すことです。店の人に見つかってから品物を返したり、後でお金を支払ったりしても盗んだことになります。

また、友人に頼まれて見張りをしたり、「万引きをしてこい」と友人に言っただけでも窃盗罪、^{きょうさ}窃盗罪の教唆(そそのかす)になります。

「万引き」は、空き巣や自転車盗等と同じ窃盗罪です。刑法第235条により「10年以下の懲役」または「50万円以下の罰金」になる 重大な犯罪です。

保護者の皆様へ

○万引きは犯罪です！

- ・一度でも万引きをしてしまうと、再び万引きをするなど、より深刻な犯罪に発展する可能性があります。
- ・万引きの被害は、小売店の経営を圧迫する深刻な問題にもなります。
- ・「万引き」に関する新聞やニュースの報道を話題にして、日頃から「万引き」をしないように啓発していきましょう。

○「友人関係」や「持ち物」を把握しておきましょう。

- ・お子さんが「いつ・誰と・どこで・どんな遊びをしているか」把握しましょう。
- ・持ち物にも気を配り、日頃からコミュニケーションを大切にしましょう。

○もしお子さんが「万引き」をしたら……

- ・まず、なぜ「万引き」をしたのか、お子さんからしっかりと話を聞きましょう。
- ・親子で店に謝罪したり家族で約束事を決めたりするなど、再発を防ぎましょう。
- ・万引きと間違われぬよう、購入後レシートの受け取りと保管を促しましょう。



④薬物乱用

「持たない」「買わない」「使わない」

覚せい剤や大麻・危険ドラッグ等の薬物を一回でも使用すれば「薬物乱用」であり、犯罪です。これらの薬物は、持っているだけでも犯罪となります。また、自分の体や心に害をもたらすだけでなく、周りの人の人生も狂わせてしまう可能性があります。絶対に購入・使用をしてはいけません。誘われてもきっぱり断りましょう。

保護者の皆様へ

薬物への誘惑は、街頭やインターネット、先輩・友人等、いたるところに存在し、薬物乱用の危険性は身近なものとなっています。理由もないのにお金を欲しがる、怪しいモノを持っている等、子供の変化を見逃さないようにしましょう。危険ドラッグは、「お香ハーブ」「アロマオイル」「バスソルト」など、安全な商品のように偽って販売されています。死に至る場合もある危険性を伝えてください。

市川市少年センターの相談

悩んでいる保護者の皆様、お一人で悩まずご相談ください。お子さんの生活や行動などで困っていること、保護者の方ご自身のお悩みなど、どんなことでもかまいません。相談内容によっては、他の専門機関に紹介することもできます。一緒に考えていきましょう。

電話相談

☎047-320-3340

月・火・木・金曜日（9時から17時まで）
水曜日（9時から19時まで）

メール相談

アドレス…youngnet@city.ichikawa.lg.jp

※迷惑メール対策をしている方は、上記アドレスの受信設定をしてください。
※土・日曜日は月曜日に、祝日の場合は、翌日にお返事します。

面接相談

上記の電話相談の番号で受付時間内に予約してください。

【ご相談された内容の秘密は守られます。安心してご相談ください。】

ストップスリー

STOP 3!

ダメ！ゼツタイ!!

STOP①

インターネットトラブル

STOP②

自転車の危険走行

STOP③

万引き



市川市教育委員会 学校教育部
教育センター 少年センター



〒272-0015 千葉県市川市鬼高1丁目1番4号
生涯学習センター3階 ☎047-320-3345



① インターネットトラブル!

スマートフォンやゲーム機などでの
インターネット利用でトラブルが起っています

自分や友達の
個人情報の書き込み

動画サイトなどへの
不適切な投稿

なりすましや
ストーカー

リベンジポルノ
自撮り被害



SNS などで会話や
言葉のやりとりから
生じる「いじめ」

SNS への投稿に対する
誹謗中傷 (悪口など)

オンラインゲームなど
での高額請求

過度の利用・依存

投稿したものは、誰から見られ、消すことはできません。
トラブルに巻き込まれたら、すぐに家の人や学校の先生に相談しよう!

保護者の皆様へ



利用状況の把握と適切な利用環境の整備は、
「保護者の責務」です。
(「千葉県青少年健全育成条例第23条の5」より)

- フィルタリング : フィルタリングサービスやフィルタリングアプリ等を使用し、使用制限をかけたり、有害情報を閲覧できないようにしたりしてください。
- 家庭のルール作り : どこで使うのか、何時まで使うのかなど、お子さんと話し合ってルールを決めてください。その際、親から一方的にルールを押し付けず、お子さんが発言した言葉で決めてください。

STOP! ②自転車の危険走行

マナー・ルール違反は重大事故の原因です

信号無視や無灯火、携帯電話等を操作しながらの「ながら運転」など、自転車の乗り方に関するルールとマナーが守られない場面をよく見かけます。交通ルールやマナーを守り、重大な事故や事件にならないようにしましょう。

こんな運転はダメ!

自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道を走る。
- ②車道は左側を通行する。
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行する。
- ④安全ルールを守る。
- ⑤子供はヘルメットを着用する。



【ながら運転：スマホ、傘、イヤホン】



【信号無視】 【並走】 【夜間無灯火】



平成29年4月1日に「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（千葉県自転車条例）」が施行されました。

保護者の皆様へ 子供たちの良い見本になってください!

- ・日頃から、自転車運転の危険性や安全確保について話し合っておきましょう。
- ・お子さんの自転車を点検して、不良部分は整備をしましょう。
- ・お子さんのヘルメット着用に努めましょう。
- ・6歳未満の子供を乗せるなどの場合を除き、2人乗りは禁止です。
- ・交通ルールを守らず事故を起こした場合、賠償金を払わなければならないことがあります。

STOP! ③万引き

万引きは窃盗罪(泥棒)です

見つかったから
返した



代金を支払わずに
商品を持ち出す行為は
全て「窃盗」

見つかったから
お金を払った



頼まれて



見張りをしただけ

(10年以下の懲役または
50万円以下の罰金)

「取ってきて」と
言っただけ



保護者の皆様へ 「友人関係」「持ち物」を把握しておきましょう。

- ・万引き被害は、小売店の経営を圧迫する深刻な問題にもなります。
- ・万引きと間違われぬよう、買い物をしたらレシートの受けとりを習慣づけましょう。
- ・お子さんの交友関係や持ち物に気を配り、コミュニケーションを大切にしましょう。

市川市少年センターの相談

悩んでいる保護者の皆様、一人で悩まずご相談ください。お子さんの生活や行動などで困っていること、保護者の方ご自身のお悩みなど、どんなことでもかまいません。相談内容によっては、他の専門機関に紹介することもできます。一緒に考えていきましょう。

電話相談

☎047-320-3340

月・火・木・金曜日（9時から17時まで）
水曜日（9時から19時まで）

メール相談

アドレス…youngnet@city.ichikawa.lg.jp

※迷惑メール対策をしている方は、上記アドレスの受信設定をしてください。
※土・日曜日は月曜日に、祝日の場合は、翌日にお返事します。

面接相談

上記の電話相談の番号で受付時間内に予約してください。

LINE相談

『悩み相談@いちかわ』 窓口へはこちらのQRコードから

月曜日と木曜日（17時から22時まで）

※対象…小学生5年生～中学3年生

【ご相談された内容の秘密は守られます。安心してご相談ください。】



ストップスリー
STOP! STOP! 3!

ダメ! ぜったい!!

ワン
STOP①

インターネットトラブル

ツー
STOP②

じてんしゃ あぶ の かた
自転車の危ない乗り方

スリー
STOP③

まんび
万引き



市川市教育委員会 学校教育部
教育センター 少年センター



〒272-0015 千葉県市川市鬼高1丁目1番4号
生涯学習センター3階 ☎047-320-3345



① インターネットトラブル

スマートフォンやインターネットの
つかいかた
使用方でトラブルが増えています

じぶん ともだち
自分や友達の
こじんじょうほう か こ
個人情報の書き込み

かいわ
SNS などで会話や
ことば
言葉のやりとりから
う
生まれる「いじめ」

どうが
動画サイトなどへの
どうこう
正しくない投稿

か こ
SNS の書き込みに
たい わるくち ひはん
対する悪口や批判

なりすましや
ストーカー

オンラインゲーム
こうがくせいきゅう
などでの高額請求



どうこう だれ み け
投稿したものは、誰からも見られ、消すことはできません。

ま こ いえ ひと がっこう せんせい そうだん
トラブルに巻き込まれたら、すぐに家の人や学校の先生に相談しよう!

保護者の皆様へ



利用状況の把握と適切な利用環境の整備は、
「保護者の責務」です。

(「千葉県青少年健全育成条例第23条の5」より)

- フィルタリング : フィルタリングサービスやフィルタリングアプリ等を使用し、使用制限をかけたり、有害情報を閲覧できないようにしたりしてください。
- 家庭のルール作り : どこで使うのか、何時まで使うのかなど、お子さんと話し合ってルールを決めてください。その際、親から一方的にルールを押し付けず、お子さんが発言した言葉で決めていきましょう。



② 自転車の危ない乗り方

こんな乗り方は危険です



【音楽などを聴く】



【前を見ない】



【傘をさす】



【ライトをつけない】



【横にならぶ】



【信号無視】

正しい乗り方・5つのきまり ①↑のような危ない乗り方をしない

②車道を走る③左側を走る④歩道は歩行者優先⑤ヘルメットをかぶる

保護者の皆様へ 子供たちの良い見本になってください！

- ・日頃から、自転車運転の危険性や安全確保について話し合っておきましょう。
- ・お子さんの自転車を点検して、不良部分は整備をしましょう。
- ・お子さんのヘルメット着用に努めましょう。
- ・6歳未満の子供を乗せるなどの場合を除き、2人乗りは禁止です。
- ・交通ルールを守らず事故を起こした場合、賠償金を払わなければならないことがあります。



③ 万引き

万引きは「どろぼうと同じ」です

お金を払わずに、お店の外に出るのは

みつけたから
かえ返した



全て万引き

みつけたから
お金をはらった



たのまれて



みはりをしただけ

「とってきて」と

いっただけ



保護者の皆様へ 「友人関係」「持ち物」を把握しておきましょう

- ・万引き被害は、小売店の経営を圧迫する深刻な問題にもなります。
- ・万引きと間違われぬよう、買い物をしたらレシートの受けとりを習慣づけましょう。
- ・お子さんの交友関係や持ち物に気を配り、コミュニケーションを大切にしましょう。

市川市少年センターの相談

悩んでいる保護者の皆様、お一人で悩まずご相談ください。お子さんの生活や行動などで困っていること、保護者の方ご自身のお悩みなど、どんなことでもかまいません。相談内容によっては、他の専門機関に紹介することもできます。一緒に考えていきましょう。

電話相談

☎047-320-3340

月・火・木・金曜日（9時から17時まで）
水曜日（9時から19時まで）

メール相談

アドレス…youngnet@city.ichikawa.lg.jp

※迷惑メール対策をしている方は、上記アドレスの受信設定をしてください。
※土・日曜日は月曜日に、祝日の場合は、翌日にお返事します。

面接相談

上記の電話相談の番号で受付時間内に予約してください。

【ご相談された内容の秘密は守られます。安心してご相談ください】

LINE 相談

『悩み相談@いちかわ』 窓口へはこちらのQRコードから

月曜日と木曜日（17時から22時まで）

※対象…小学校5年生～中学3年生

【ご相談された内容の秘密は守られます。安心してご相談ください。】



ストップ

スリー

STOP! 3!

ダメ！ぜったい！！

ワン
STOP①

インターネットトラブル

ツー
STOP②

自転車じてんしゃの危あぶない乗のり方かた

スリー
STOP③

まんび 万引き



市川市教育委員会 学校教育部
教育センター 少年センター



〒272-0015 千葉県市川市鬼高1丁目1番4号
生涯学習センター3階 ☎047-320-3345



① インターネットトラブル

スマートフォンやインターネットの
つかいかた
使い方ふでトラブルふが増えています

じぶん ともだち
自分や友達の
こじんじょうほう か こ
個人情報の書き込み

かいわ
SNS などの会話や
ことば
言葉のやりとりから
う
生まれる「いじめ」

どうが
動画サイトなどへの
どうこう
正しくない投稿

か こ
SNS の書き込みに
たい わるくち ひはん
対する悪口や批判

なりすましや
ストーカー

オンラインゲーム
こうがくせいきゅう
などでの高額請求

どうこう だれ み け
投稿したものは、誰からも見られ、消すことはできません。

ま こ いえ ひと がっこう せんせい そうだん
トラブルに巻き込まれたら、すぐに家の人や学校の先生に相談しよう！

保護者の皆様へ



利用状況の把握と適切な利用環境の整備は、
「保護者の責務」です。

（千葉県青少年健全育成条例第23条の5）より

- フィルタリング : フィルタリングサービスやフィルタリングアプリ等を使用し、使用制限をかけたり、有害情報を閲覧できないようにしたりしてください。
- 家庭のルール作り : どこで使うのか、何時まで使うのかなど、お子さんと話し合ってルールを決めてください。その際、親から一方的にルールを押し付けず、お子さんが発言した言葉で決めていきましょう。



じてんしゃ あぶ の かた

② 自転車の危ない乗り方

こんな乗り方は危険です



おんがく き 【音楽などを聴く】



まえ み 【前を見ない】



かさ 【傘をさす】



【ライトをつけない】



よこ 【横にならぶ】



しんごう む し 【信号無視】

ただ の かた あぶ の かた
正しい乗り方・5つのきまり ①↑のような危ない乗り方をしない

しゃどう はし ひだりがわ はし ほどう ほ こうしゃゆうせん
②車道を走る③左側を走る④歩道は歩行者優先⑤ヘルメットをかぶる

保護者の皆様へ 子供たちの良い見本になってください!

- ・日頃から、自転車運転の危険性や安全確保について話し合っておきましょう。
- ・お子さんの自転車を点検して、不良部分は整備をしましょう。
- ・お子さんのヘルメット着用を努めましょう。
- ・6歳未満の子供を乗せるなどの場合を除き、2人乗りは禁止です。
- ・交通ルールを守らず事故を起こした場合、賠償金を払わなければならないことがあります。



まんび

③ 万引き

万引きは「どろぼうと同じ」です

かね はら みせ そと で
お金を払わずに、お店の外に出るのは

すべ まんび
全て万引き

み 見つかったから
かえ 返した

み 見つかったから
かね お金をはらった

たのまれて
みはりをしただけ

「とってきて」と
いっただけ

保護者の皆様へ 「友人関係」「持ち物」を把握しておきましょう

- ・万引き被害は、小売店の経営を圧迫する深刻な問題にもなります。
- ・万引きと間違われぬよう、買い物したらレシートの受けとりを習慣づけましょう。
- ・お子さんの交友関係や持ち物に気を配り、コミュニケーションを大切にしましょう。

市川市少年センターの相談

悩んでいる保護者の皆様、一人で悩まずご相談ください。お子さんの生活や行動などで困っていること、保護者の方ご自身のお悩みなど、どんなことでもかまいません。相談内容によっては、他の専門機関に紹介することもできます。一緒に考えていきましょう。

電話相談

☎047-320-3340

月・火・木・金曜日（9時から17時まで）
水曜日（9時から19時まで）

メール相談

アドレス…youngnet@city.ichikawa.lg.jp

※迷惑メール対策をしている方は、上記アドレスの受信設定をしてください。
※土・日曜日は月曜日に、祝日の場合は、翌日にお返事します。

面接相談

上記の電話相談の番号で受付時間内に予約してください。

【ご相談された内容の秘密は守られます。安心してご相談ください】